

毎週火、金曜日発行（但休日は当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇監査公告

昭和三十年度に係る各地方事務所の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第四百四十六号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和三十年度に係る各地方事務所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年六月七日

鳥取県監査委員	松 本 利 治
同	山 本 四 郎
同	大 西 節 夫

同 近 藤 伝 一

監 査 箇 所 執 行 年 月 日

西部地方事務所 昭和三十一年四月 九日

中部地方事務所 同 四月十九日

地方事務所は、県行政の第一線をなう総合的行政機関としてその機能を發揮してきたのであるが、県行政機構の改革に伴つて全廃されることに決定しているので、今回の監査は、各種事務、事業の執行状況のほかその引継準備及び整理状況並びに廃止によつて行政上直接県民に及ぼす影響等も特に、考慮して実施した。

その結果事務の執行並びに運営指導については進歩の跡が見られ、この点地方事務所に与えられた職責完遂についての努力は多とするものがある。

しかしながら民生、山林、耕地及び渉外関係は廃止後においても引き続き単独事務所を設置して第一線事務を担当処理せしめる必要性が必至であり、機構が系統化されることは事業の滲透、徹底上効果的な面があると考えられ

るけれども 会計事務の分散による出納職員の増置或いは総合性の喪失特に町村合併前後における行財政指導運営並びに農村振興諸施策の指導助長等については遺憾ながら不徹底、かつ不経済となる面が少なくないと思われるので、今後の推進については特に万全を期する必要がある。殊にこれまでの地方事務所が管下市町村のよき推進力であり町村自治の向上発展に努力してきたいきさつから見て合併促進は勿論、町村健全財政確立等についても積極的な方針により空白の生じないよう充分配慮することがもつとも緊要と認められるので、県当局はこの点、慎重考究善処すべきである。

また事業関係についてもそれぞれ従来から経緯のあるもの或いは、重要懸案事項で未解決となつている事項等があるもので、これらの事務引継については、事務継承機関は、特に慎重を期し過去の監査指摘事項についても再確認の上、その促進解決に一層努力を傾注されんことを強く要望する次第である。

なお従来から地方事務所を中心とする各地区における出

先機関の連絡協議会は、その実績こそ自ら区々であつたが、各出先機関の執行する行政事務の有機的連絡協調の結合は、県行政効率化のため最も強く要請せられる処であるので、地方事務所廃止後この点県において特に留意されたい。

西部地方事務所

昭和三十一年四月九日監査

監査委員	松 本 利 治
同	近 藤 伝 一
同	大 西 節 夫
同	山 本 四 郎

総務課関係

一 奥日野、米子周辺等の町村合併について県は、強力に推進すること。

本年度合併促進については、鋭意努力し合併成果を挙げていたが現在残されている奥日野及び米子周辺並びに逢坂村における合併促進は引続き推進を要すべきで

あるので関係当局は一層努力されたい。
なお合併町村の財政指導は、本年度全般並びに抽出的に徹底の実施していたことは結構である。

経済課関係

一 農業振興計画の推進について県は強力に実施すること。

経済団体の組織強化を図るため、農業団体の統合促進、検査指導或いは総合農業助成事業の推進等に努力していたが、特に農業技術の改善、特用作物の振興及び畜産振興等なお一層の努力が必要と認められる事項が少なくないので、県はこれらの第一線の状況を再確認し実体に即する地方の総合的農業振興対策を樹て積極的推進を図るべきである。

なお農業経営面の改善についても特に留意されたい。

民生課関係

一 生活保護の適正措置と業務の円滑な推進を図るため
査察指導を強化すること。

殊に困難ケースについて査察指導員は地区担当員と同

行し指導に当つているが、その指導記録その他の経過等について配意に欠け実態が不明確であつたので、今後事務継承個所長は査察指導における指針或いは示唆等は詳細に記録せしめ保護の適正効率化を図ると共に訓練の効果を实地に反映し更生の措置指導が秩序整然と実施されるよう留意されたい。

二 児童福祉施設の指導監督の徹底を期すること。

即ち本年度における事務指導は保育所施設二七ヶ所（ほか一ヶ所手続中）に対し指導、検査実施数は一四ヶ所（一回宛）で一三ヶ所は未実施であつたので、収容児童の保護の適正を期する面からこれらの検査並びに措置費の適正使用等事務的指導を強化せしめるよう主管当局は配意されたい。

三 母子福祉資金貸付その他運用について配意すること。

償還事務に忙殺され貸付後の事後指導がほとんど実施されていないので事後指導の徹底を図り資金の効率化に配意されたい。

四 国民健康保険再建促進指導が不徹底であつた。

管内市町村中活動町村は一二町村であるが、このうち溝口町(旧溝口)・伯耆町(旧山上村)は本年一月一日、江府町(旧江尾町)は昨年十月一日に再開しているが新町全体に互らず米子市、境港町ほか八ヶ町村は未実施であるので、その促進指導に一層積極的な努力し、事務継承関係当局においても強力な推進が肝要と認められた。

五 児童福祉施設入所児童措置費弁償金は三月末現在十五万九千余円の調定額に対し収入済額は僅か六万余円であつたが、負担月額の算出に当り収入額と修正生活費の差引額が殊更に一致していないもの或いは生活実態はあく不徹底による収入額の算定が適確でないもの等慎重を期すべきものがあつたので適正な処理を行い引継ぎするように注意して置いた。

農地課関係

一 農地開拓、土地改良、災害復旧の各種事務事業は逐次引継ぎ準備中であるが特に、事業が年度内完成見込なきものは繰越手続を取り、完成工事については検査完

了し支払整理事務となつていたので、速かに検査復命を作成し処理するよう注意して置いた。また災害復旧工事における施越工事(指令前)及び査定承認未施工箇所並びに勧告土地確認検査、開拓財産売渡、現土地配分等に対しては遺漏のないよう引継ぎこと。

二 入植者の経営自立態勢確立については鋭意努力し引継事項も整備していたが、中でも経営不振組合に対する対策、入植地道路網の整備、電気導入及び国有地の売渡等入植者に対する根本的重要問題が山積している、この点事務継承関係箇所並びに主管当局は善処されたい。

三 災害復旧事業の中査定を完了しているものが二七年災害二件、二八年災害一〇件、二九年災害二〇件があり、その内二七年災一件、二八年災一八件指令前着手しているが確認事務に慎重を期し継承事務所に対し実状のまま引継ぎ善処すること。

山林課関係

一 森林土木工事にかかる各種事務事業の引継ぎ準備は鋭

意整備中であつたが、特に本年度は崩壊地復旧事業外五九ヶ所の工事が繰越事業となつていたので、これら事業の進捗状況及び引継ぎ限界について一層明確に処理するよう注意をして置いた。なお工事台帳の整備、監督日誌等が不完備であつたので事務継承関係所は嚴重に励行するようせられたい。

二 造林経営の総合的運営に当り考究すべきものがあつたので、事務継承関係所においても検討されたい。即ち年々造林面積の拡大を計るのみにして、造林後における管理育成の指導が等閑視される傾向が強く真の造林育成に支障を生じている実状も見うけられ、これが造林指導に当つては種苗の改善、造林地の選定等林業経営の運営に再検討すべきものが認められた。

三 木炭検査は一層嚴重にするよう注意しておいた、即ち本年度における生産検査は六七〇、五八五俵で移出検査は三七三、四九〇俵を実施しているが取扱数量と報告数との不突合のものもあり、未検査のものも相当数移出されている実状につき、これが事務継承関係所

においても検査の励行に努力すると共に薪炭指導の運営に遺憾なきを期せられたい。

渉外課関係

一 事務の引継書類は整備していた。

二 駐留軍労務者の失業対策の推進機関として鳥取県美保基地駐留軍労務者失業対策本部が設置されているが一層関係機関と連携を密にし、その推進を図られたい。なお現在解雇者が自己経営並びに企業組合を組織し営業しているが、何れも事業資金に困窮している現状であるので、県としても資金の融資斡旋に一層配慮が望ましい。

中部地方事務所 昭和三十一年四月十九日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 近藤伝一

総務課関係

一 町村合併の完全実施に県は一層努力すること。

本年度倉吉周辺(灘手)及び大栄地区(由良、大誠、灘手、栄)の合併促進に困難の面があつたけれども、民意の尊重と勧告案の実施に慎重留意し第一段階として大栄町の実現を見たことは結構である。しかしながら本合併に由良町の同時合併を見られなかつたことは遺憾であるので、その促進啓蒙について県は一層配慮されたい。

なお町村行財政指導運営は引続き努力し、その状況は概ね適切、良好と認められたが今後一層努力されたい。

経済課関係

一 農業振興対策について県は一層努力すること。

本年度管内農業並びに畜産振興上諸施策に対する指導助長については、鋭意努力してきていたが、殊に農業団体の検査及び指導強化、農林畜産物の出荷体制の確立、畜産振興等、今後一層努力を要すべき事項も少なくないので、県は今後地方の総合的振興対策につき、第一線の現状を再確認し実体に即するよう、その推進を

図るべきである。

民生課関係

一 福祉三法の施行に関する査察指導について、根本的に考究すべきものがある。すなわち難易度による査察指導員と、地区担当員の訪問によるケース記録が重複し効果があまり挙つていないもの、記載内容が査察指導と著しく遊離し、本来の目的を逸脱しているもの等、種々考究すべき点があつたので、これらを合理的且つ効率的に調整し得るよう、主管当局の措置が望ましい。

二 国民健康保険再建整備に鋭意努力すべきである。

すなわち管内未実施町村のうち、赤碕町、東伯町の再開は二十九年より懸案重要事項として推進に努力されてきたが未だ実現の域に達していなかつた。

町村財政の基本的制約もあるが、末端への趣旨普及滲透と理事者等の踏切りがその指導の焦点となつているので、今後とも事務継承当局において強力にその促進を図られたい。

三 児童福祉施設の指導監督特に実地検査の結果にもと

ずく指摘事項の措置でん末等の確認が不徹底であつた。すなわち検査の結果、計画的事業計画の樹立による運営の合理化、施設、設備の充実強化、地域差の解消問題等、種々考究すべき事項があつたが、これらに対する措置、てん末の確認と適切な事後指導が不徹底であつたので、事務継承関係当局の善処を望む。

四 社会福祉主事有資格者の充員について県当局は配意すること。

福祉係十二名中無資格者が二名、それぞれ地区を担当していたので、配置換、資格取得等人事当局の善処を望む。

五 母子福祉資金貸付に伴う事前調査は比較的良好であるが、事後指導の徹底につき留意するよう注意しておいた。

農地課関係

一 土地改良、災害復旧、開拓事業等の事務事業の引継準備は鋭意努力していたが、これが引継限界について

は特に慎重を期するよう注意しておいた。

なお内務事務に忙殺され現地指導が不徹底になる傾向が強く、監督施工に支障を来している現状につき事務継承個所においては、この点十分に検討の上、工事施工に遺憾なきを期すると共に工事台帳、監督日誌を励行し業務遂行の指針とされたい。また手直工事を現地で口頭処理しているが、正式手続により適確を期すべきである。

二 東郷湖総合開発については、前年度より継続事業として実施しているが、これが計画の一環である橋津川排水改良事業が県営事業として現地測量を実施しているが、とくに橋津川河口は海流、その他により漂砂のためしばしば閉塞し、土地改良等総合開発に支障を来している実状につき、事務継承機関はもとより、県当局は早期着工を図るよう、主管省を始め関係者の協力を得るべく格段の配意を望む。

三 土地改良、開拓事業等の繰越事業の中、工事は年度内完了となつているにもかかわらず未検査のため、繰

越事業とし処理しているが、事務継承個所においては、これら工事事務の早期完結を図る上からしても、完了工事に対する精算事務の適確なる処理を期するよう一層努力されたい。

山林課関係

一 事務引継書類は鋭意準備中であつたが、中でも造林関係確認事務は、その引継限界について一層厳格を期するものがあつたので、いやくも形式的確認に終つて県の権威にかかわることのないよう引継に当つては、特に慎重を期するよう注意しておいた。

二 管内森林組合の育成強化については、特に努力し、諸般の施策を講じた結果漸く各組合とも再建策に乗り出し、合併気運に向きつつあつて中でも三徳、小鹿岡組合が近く合併する予定であつたので、この意欲を減退せしめないよう事務継承個所において一層積極的努力を望む。

三 県行造林に対する地上権設定に当つては、一部を除くほか完了していたが、前回も指摘したとおり、昭和

二十六年度施行分が未設定であつて相当年月を要しているので、事務継承個所においてその促進を図られたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所
鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所